

大多喜町新型コロナウイルス感染症対応特別補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業者による新型コロナウイルス感染拡大防止対策（以下「感染拡大防止対策」という。）に必要な事業所等への飛沫対策及び換気対策並びに衛生用品の購入に要する費用に対し、予算の範囲内において大多喜町新型コロナウイルス感染症対応特別補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営む者をいう。
- (2) 事業所等 主たる取引が不特定多数の者の出入りを要する店舗、旅館、ホテル、営業所その他これらに類する施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 前条に規定する事業所等を町内に有する事業者で、事業者自身も町内に住所を有していること。（この場合において同条に規定する事業所等を町外に有し、事業所等の所在する市町村から新型コロナウイルス感染拡大防止による補助金等の交付を受けない事業者で、事業者自身の住所が町内にあり、かつ、大多喜町商工会会員である者又は同条に規定する事業所等を町内に有し、事業者自身が町外に住所を有している場合は、事業者が住所を有している市町村から新型コロナウイルス感染拡大防止による補助金等の交付を受けていない事業者であり、かつ、大多喜町商工会会員である者を含む。）
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
 - ア 中小企業及び小規模企業における事業者の場合は、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する法人で、かつ、令和2年6月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

(ア) 資本金の額又は出資金の額が5千万円未満であること。

(イ) 資本金の額又は出資金の額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が200人以下であること。

イ 個人事業者における事業者の場合は、令和2年6月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

(3) 法人町民税、個人町民税、固定資産税及び軽自動車税（以下「町税」という。）の課税対象となる事業所得や事業用資産等があり、当該事業所得や事業用資産等に係る町税に滞納（徴収の猶予が認められたものを除く。）がないこと。

(4) 大多喜町暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等（以下「暴力団等」という。）でないこと又は暴力団等と密接な関係を有しておらず、若しくは支配を受けていないこと。

(5) 事業を営むに当たり、関連する法令及び条例等を遵守していること。

2 補助金の交付は、1事業所等につき1回とする。（ただし、複合施設内における事業所等については、複合施設を1事業所として扱う。）

（補助対象経費等）

第4条 補助金の対象経費及び補助限度額等は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大多喜町新型コロナウイルス感染症対応特別補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和3年8月13日までに町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（別記第2号様式）

(2) 感染拡大防止対策に係る見積書の写し

(3) 感染拡大防止対策を実施する前の状況を明らかにする写真

(4) その他町長が特に必要と認める書類

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を大多喜町新型コロナウイルス感染症対応特別補助金交付

(不交付) 決定通知書(別記第3号様式。以下「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知を受けた後に、補助事業に着手するものとする。

(実績報告)

第7条 決定通知書を受けた者は、補助事業が完了した日から14日以内又は令和3年12月20日のいずれか早い日までに、大多喜町新型コロナウイルス感染症対応特別補助金実績報告書兼請求書(別記第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 感染拡大防止対策に係る領収書の写し

(2) 感染拡大防止対策を実施した後の状況を明らかにする写真

(3) その他町長が特に必要と認める書類

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

区分	補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)	補助率	補助限度額	補助金申請下限額
飛沫対策	和式便器の洋式化(洋式から洋式へ機能アップを含む)、自動水栓、アクリル板、飛沫感染防止パネルその他飛沫対策の向上のための設置及び施工費	補助対象経費の2/3以内 (1,000円未満切捨て)	30万円	1万円

換気対策	換気機能付きエアコンの設置、窓、換気扇の設置、外気との換気が可能な設備その他換気の向上のための設置及び施工費			
衛生用品の購入費	サーモカメラ、非接触型体温計、非接触型消毒機器その他衛生管理のための設備導入費			
その他町長が特に必要と認める飛沫対策、換気対策、衛生用品の購入費				

備考 補助対象となる感染拡大防止対策を実施する場所は、消費者が出入り又は利用する空間、部屋等とする。